

第三者行為事故における手続きフロー

例：同幅員の交差点における左折車と直進車との出会い頭の事故の場合

★ 過失相殺の認定基準

保険会社における被害者側過失割合の認定は、通常、民事交通訴訟における過失相殺の認定基準（判例タイムズ社発行）をもとに行います。

【一部負担割合】

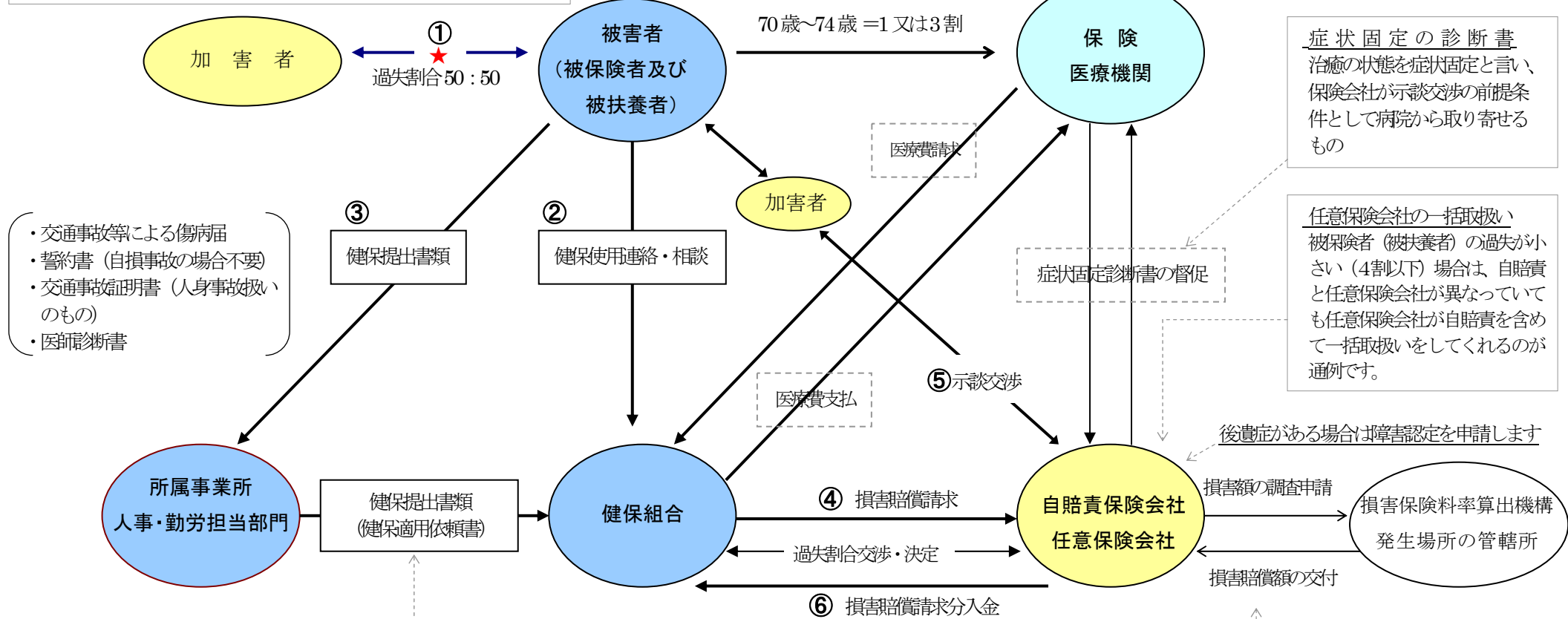
義務教育未就学児 = 2割
 上記以外の70歳未満の方 = 3割
 70歳～74歳 = 1又は3割

診療費の単価1点につき
 ・ 健保扱いの場合 = 10円
 ・ 自由診療の場合 = 25円

症状固定の診断書
 治癒の状態を症状固定と言い、保険会社が示談交渉の前提条件として病院から取り寄せるもの

任意保険会社の一括取扱い
 被保険者（被扶養者）の過失が小さい（4割以下）場合は、自賠責と任意保険会社が異なっても任意保険会社が自賠責を含めて一括取扱いをしてくれるのが通例です。

後遺症がある場合は障害認定を申請します



- ・ 交通事故等による傷病届
- ・ 誓約書（自損事故の場合不要）
- ・ 交通事故証明書（人身事故扱いのもの）
- ・ 医師診断書

健保適用依頼書の作成
 被保険者より提出された健保提出書類により業務上（通災）及び給付制限該当等チェックの上、健保適用依頼書を添付して健保へ

被害者側の過失については賠償額が相殺されます
 損害費用の総額が自賠責の限度以内であれば、被害者側に重大な過失がない限りその損害額は全額支払われます。但し、損害額が限度額を超えて任意保険まで及ぶ場合には過失相殺が適用され被害者の過失相当分は減額されます

自賠責は被害者の救済が目的であるため、重大な過失がない限り100%支払われます。しかし、はっきりとした重大過失があるときは20%～50%の減額が行われます。